

人間ドックと脳ドックの受診費用を補助

国保と後期高齢者医療制度加入者

国民健康保険(国保)加入者と後期高齢者医療制度加入者を対象に、半日人間ドックおよび脳ドックの受診費用を補助します。

今年から郵送と窓口で受け付け

▽申込方法
郵送による申し込み
ハガキ、または封書に、
①住所②氏名③電話番号④性別⑤生年月日⑥年齢⑦希望の医療機関名⑧希望の健診(人間ドック・併用ドック・脳ドックのいずれか)⑨希望の胃の検査法(カメラ・バリウムのいずれか)。
▽申込期間
・郵送：5月9日(金)まで

◆受診できる医療機関(国民健康保険・後期高齢者医療共通)

医療機関名	人間ドック	脳ドック	併用ドック	胃の検査法	
				カメラ	バリウム
京都第一赤十字病院	○		○	○	○
美杉会男山病院	○			○	○
京都八幡病院	○			○	○
京都きづ川病院	○	○	○	○	○
蘇生会総合病院	○	○	○	○	○
大和健診センター	○	○	○	○	○
田辺中央病院	○	○	○	○	○
知音会御池クリニック	○	○	○	○	○
知音会四条烏丸クリニック	○	○	○	○	○
京都工場保健会総合健診センター	○	○	○	○	○
京都工場保健会宇治健診センター	○	○	○	○	○
京都市立病院	○	○	○	○	○
美杉会健診センター	○			○	○
京都予防医学センター	○			○	○
くずは画像診断クリニック	○	○	○		○

※併用ドックとは、人間ドックと脳ドックの両方をいいます。
※医療機関によって、受診できる健診内容や胃の検査法が異なります。
※美杉会男山病院、京都工場保健会宇治健診センター、美杉会健診センター、くずは画像診断クリニックでは婦人科は受診できません。

脳ドックのみ希望の場合は(記入不要)を記入し、〒614-8501 国保医療課 人間ドック受付係へ郵送してください。
同一世帯で複数人の申し込みをされる場合は、1枚での申し込みで構いませんが、②④⑤はそれぞれ人数を列記してください。
▽窓口での申し込み
国保医療課の窓口へ保険証と印かんを持参して申し込みください。
※電話・ホームページ上の申し込みはできませんので、ご了承ください。

抽選で決定します

▽定員と対象者
■国保加入者 定員は、人間ドック600人、脳ドック300人。
④4月1日時点で1年以上継続して国保に加入し、保険料を完納している人④40歳以上75歳未満(受診時)の人の妊娠や入院をしていない人
■後期高齢者医療制度加入者 定員は、人間ドック150人、脳ドック100人。④市から被保険者証の交付を受けている人④後期高齢者医療保険料を完納している人④医療機関に入院していない人
※定員を超えた場合は、抽選を行います。前年度に八幡市の人間ドック・脳ドック・併用ドックを受診していない人を優先します。
※抽選結果は5月下旬頃に郵送にてお知らせします。
※抽選により、健診内容が希望に沿えない場合があります。
※人間ドックや脳ドックを受診した人は、同じ年度に特定健康診査、後期

高齢者健康診査を重ねて受診することはできません。
▽受診期間 利用券到着後
平成27年3月31日
▽自己負担 受診費用の3割相当額(医療機関・男女により金額は異なります)
(参考)
人間ドック

男性：12000円前後、女性(婦人科あり)：13000円前後
併用ドック
男性：22000円前後、女性(婦人科あり)：23000円前後
脳ドック：14000円前後
◆問い合わせ 国保医療課

4月以降70歳になる皆さんへ 自己負担割合が変わります

平成26年度に70歳になる人で、所得区分が現役並み所得者以外の方の自己負担割合が1割から2割に変更になります。ただし、すでに70歳になっている人の自己負担割合は、引き続き1割に据え置かれます(表のとおり)。
◆問い合わせ 国保医療課

現役並み所得者 (※①)	現役並み所得以外の人	
	昭和19年4月1日以前生まれ	昭和19年4月2日以降生まれ
3割	1割	2割(※②)

※①現役並み所得者…同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上の国保被保険者の収入合計額が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満のときは、申請すると1割または2割になります。
※②左記の老人医療制度に該当する人は、申請により1割になります。

老人医療制度

医療費の自己負担を助成

4月以降70歳の人も対象に

4月から、京都府の臨時特例事業として、平成26年度中に新たに70歳を迎える人についても、老人医療制度の対象となります。

保険料の納め忘れはありませんか

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および介護保険料の納め忘れはありませんか。
保険料は、皆さんが病気やケガをしたときに必要な医療費や介護サービスの財源です。

1年以上納付されないと保険料の各納期限から1年を過ぎて、正当な理由もなく保険料の納付がない場合、保険証を返還していただき、被保険者資格証明書を交付することがあります。

保険料の納付は、安心、確実な口座振替のご利用が便利です。金融機関に納めに行く手間が省けるばかりでなく、納め忘れの心配もありません。
保険料の納付には、是非口座振替をご利用ください。
◆問い合わせ 保険料収納課



別表

扶養人数	本人の所得額	配偶者・扶養義務者の所得額
0人	1,595千円以下	6,287千円未満
1人	1,975千円以下	6,536千円未満
2人	2,355千円以下	6,749千円未満
3人	2,735千円以下	6,962千円未満
4人以上	1人につき380千円加算	1人につき213千円加算

※上記の額は、平成24年中の所得から本人控除(障がい者控除等)や社会保険料控除等をした額です。(所得から控除できるものにつきましては、国保医療課までお問い合わせください)

①本人、配偶者および同居の扶養義務者(直系血族の親族、兄弟姉妹)の平成24年中の所得税が非課税
②一人暮らしを含む「老人世帯」で別表の所得制限以下
※「老人世帯」とは、本人と同居する家族が満18歳未満や満60歳以上の人のみで構成されている世帯もしくは、その世帯に重・中度の障がいを持つ人を含んだ世帯
世帯期間 平成26年5月診療分から平成27年3月診療分まで(あらかじめ申請が必要です。申請された月の診療分から該当します)
医療費負担 老人医療制度が適用されると、医療費の負担割合が1割になります。
※世帯内に65歳以上で住民税課税所得が145万円以上の人がいる場合は、負担

割合は3割になります。
申請方法 健康保険証、印かんを持参し国保医療課へ。現在老人医療を受給されている人については、70歳以降の受給者証(有効期間は、4月1日から7月31日まで)を国保医療課から郵送しますので、更新の手続きは必要ありません。
65歳～69歳の人 所得制限・申請手続きは前記と同様です。(世帯内に65歳以上で住民税課税所得が145万円以上の人がいる場合は、医療費負担は3割ですが、高額療養費の計算方法が変わります)
現在、老人医療の受給者証をお持ちの人 4月以降も制度を継続します。3月に、新しい受給者証(有効期間は、4月1日から7月31日まで)を郵送しました。
◆問い合わせ 国保医療課